

訪問看護利用料金表（介護）

所要時間及び 加算等の種類		内容	基本単位	利用者負担金					
				1割	2割	3割			
基 本 料 金	介護	20分未満	20分未満のサービス1回当たりの料金	314	3,491	350	699	1,048	
	予防			303	3,369	337	674	1,011	
	介護	30分未満	30分未満のサービス1回当たりの料金	471	5,237	524	1,048	1,572	
	予防			451	5,015	502	1,003	1,505	
	介護	30分以上 1時間未満	30分以上1時間未満のサービス 1回当たりの料金	823	9,151	916	1,831	2,746	
	予防			794	8,829	883	1,766	2,649	
	介護	1時間以上 1時間半未満	1時間以上1時間30分未満のサービス 1回当たりの料金	1,128	12,543	1,255	2,509	3,763	
	予防			1,090	12,120	1,212	2,424	3,636	
	介護	理学療法士等による 訪問（1回につき）	1回あたり20分以上、週6回を限度とする	294	3,269	327	654	981	
	予防			283	3,146	315	630	944	
加 算 料 金	夜間早朝加算		午前6時から8時または午後6時から 10時にサービスを提供する場合の加算	所定の 25%増し	所定の 25%増し				
	深夜加算		午後10時から午前6時にサービスを 提供する場合の加算	所定の 25%増し	所定の 25%増し				
	緊急時訪問看護加算Ⅰ		利用者の同意を得て24時間連絡体制にあり、 計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合、 また電話等により看護に関する意見を求 められた場合に常時対応できる体制	600	6,672	668	1,335	2,002	
	緊急時訪問看護加算Ⅱ		利用者の同意を得て24時間連絡体制にあり、 計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合、 また電話等により看護に関する意見を求 められた場合に常時対応できる体制	574	6,382	639	1,277	1,915	
	特別管理加算（Ⅰ）		特別な管理を要する利用者に対し計画的な管 理を行った場合（気管カニューレ・留置カ テーテルを使用している状態）	500	5,560	556	1,112	1,668	
	特別管理加算（Ⅱ）		特別管理加算（Ⅰ）以外（人工肛門、人工膀胱 を設置、真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3 日以上行う必要がある）の状態	250	2,780	278	556	834	
	長時間訪問看護加算 別紙1参照		特別管理加算の対象者に1時間以上1時間3 0分未満の訪問看護を行った後、引き続き訪 問看護を行い通算1時間30分以上となると き	300	3,336	334	668	1,001	
	専門管理加算		褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに 係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為 研修を修了した看護師が訪問看護の実施に關 する計画的な管理を行った場合。	250	2,780	278	556	834	
	ターミナルケア加算		主治医との連携のもと死亡日及び死亡日前14 日以内に2日以上ターミナルケアを行った場 合（24時間以内の在宅以外での死亡を含む）	2,500	27,800	2,780	5,560	8,340	
	初回加算（Ⅰ）		新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対 して（過去2月間訪問看護の提供を受けてい ない場合含む）、病院、診療所、又は介護保 険施設から退院又は退所した日に初回の訪問 看護を実施した場合	350	3,892	390	779	1,168	
	初回加算（Ⅱ）		新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対 して（過去2月間訪問看護の提供を受けてい ない場合含む）、初回の訪問看護を実施した 場合（病院等から退院した日の翌日以降）	300	3,336	334	668	1,001	

	退院時共同指導加算	医療機関など入院中にステーション看護師が主治医やその他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合（特別な管理を必要とする場合は2回まで可能）	600	6,672	668	1,335	2,002
看護体制強化加算（Ⅰ）	要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの充実したサービス提供体制に対する加算	550	6,116	612	1,224	1,835	
		200	2,224	223	445	668	
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所の訪問介護職員に対し、たんの吸引等を円滑に行うための支援を行った場合	250	2,780	278	556	834	
口腔連携強化加算 (介護予防含む)	口腔の健康状態の評価を看護師等が実施した利用者の同意を得て歯科医療機関とケアマネジャーに口腔の健康状態の評価結果の情報を提供した場合	50	556	56	112	167	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	勤続年数7年以上の職員を30%以上配置、個別の研修計画を作成し実施、定期的な健康診断・会議を実施等の要件を満たしている場合	6	66	7	14	20	
複数名訪問加算（Ⅰ）	利用者・家族等の同意を得て同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合	30分未満	254	2,824	283	565	848
		30分以上	402	4,470	447	894	1,341
複数名訪問加算（Ⅱ）	利用者・家族等の同意を得て同時に訪問看護師と看護補助者が訪問看護を行った場合	30分未満	201	2,235	224	447	671
		30分以上	317	3,525	353	705	1,058
定期巡回・臨時対応型訪問 介護看護事業所との連携型 訪問看護	介護サービス事業所との連携（月1回）	2954	32,848	3,285	6,570	9,855	
	要介護5の場合（月1回加算）	800	8,896	890	1,780	2,669	
	サービス提供体制強化加算（1ヶ月つき）	50	556	56	112	167	
減算	高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算されます。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・虐待の防止のための指針を整備すること ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと				所定単位数の 100分の1に 相当する単位数を減算	
	業務継続計画 未策定減算	以下の基準に適合していない場合に減算されます。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない				所定単位数の 100分の1に 相当する単位数を減算	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	1日に2回を超えて実施する場合は90/100による	264	2,935	2,435	2,491	2,546
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	-8	-88	-88	-88	-88	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を越える場合	-5	-55	-55	-55	-55	
	交通費（利用者負担）	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は（運営規程に記載されている内容を記載する）により請求いたします。					
	キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。 (1) サービス利用日前日まで 無料 (2) サービス利用の当日 1,000円 ただし、利用者の病状の急変や急な入院などの場合、キャンセル料は請求いたしません。					
	複写物	一枚につき200円（事務手数料含む）					
	エンゼルケア (処置に伴う諸材料を含む)	(1) 営業時間内 15,000円 (2) 営業時間外 20,000円					